

日露関係史料をめぐる国際研究集会報告

二〇一〇年五月二四日、サンクトペテルブルグ市から、ロシア科学アカデミー人類学民族学博物館（クンストカーメラ）アレクサンドル・シニーツイン上級研究員、ロシア科学アカデミー東洋古籍文献研究所ワジム・クリモフ上級研究員、ロシア国立歴史文書館のアレクサンドル・ソコロフ館長、ロシア国立海軍文書館セルゲイ・チェルニャフスキー館長をむかえ、日露関係史料をめぐる国際研究集会を、史料編纂所と日本学士院（国際学士院連合関連）日本関係在外未刊行史料調査事業の一環）の共催により開催した（通算十回目）。

第一報告にたったシニーツイン研究員は、一九世紀初頭日露間の北方紛争においてロシア側が接収した日本品のリストと、現在人類学民族学博物館に残る所蔵品について報告した。日本側が使用した大砲類も分捕られ、ロシア皇帝の裁可を経て、現在サンクトペテルブルグに所在するという。接収された大砲や武具、調度品などが画像で紹介されると、会場にはどよめきわいた。クリモフ研究員の第二報告は、一八六二年にロシアを訪問した竹内使節団の歓迎式典について、ロシア側の史料を駆使して詳細な検討をおこなった。またソコロフ歴史文書館長の第三報告では、同館が所持する儀典事務部の関係史料を駆使し、一八七三年にロシアを訪れた岩倉使節団について報告した。第四報告チェルニャフスキー海軍文書館長は、北清事変における列強海軍の共同作戦に関して発表した。各報告は、いずれもロシア側の一次史料や所蔵品にもとづき、これまで日本の学界には未紹介のものも多く、画像で紹介された品々やロシア史料の読み方、論点をめぐって活発な質疑がおこなわれた。以下、この四報告を掲載する。最後に、研究集会の実施にあたっては、ワジム・クリモフ研究員から多大なるご尽力をたまわったことを付記して謝辞にかえたい。

（プロジェクト代表／保谷 徹）

ロシア科学アカデミー人類学・民族学博物館（クンストカーメラ）が蒐集したフヴォストフ・ダヴィドフ遠征関係資料について

アレクサンドル・シニーツイン

ピョートル大帝の名を冠する、科学アカデミー人類学・民族学博物館の日本コレクションには、ニコライ・アレクサンドロヴィチ・フヴォストフとガヴリラ・イヴァノヴィチ・ダヴィドフの遠征時に遡る品物が、相当数あって、展示品の数は、総計数十に及ぶ。ただし、この数字はかなり条件付きのもので、個々の品物がこの遠征時のものに帰属するかどうかについては、多かれ少なかれ想定の域を出ず、博物館の文書にもフ

ヴォストフとダヴィドフの名が記載されているものは何一つない。この不正確さは、歴史的経緯に原因している。最初の日本の物品は、一七世紀の初めから一九世紀の初めにかけての時期、サンクト・ペテルブルグ帝室アカデミーに順次移管され、アカデミー会議の審議後受領され、アカデミー博物館（クンストカーメラ）に保存された。

一八一〇年代より、旧アカデミー博物館（クンストカーメラ）は徐々

に改組・再編成され、互いに独立したアカデミーの各施設に分割された。従って、民族学博物館が創設された一八三八年までにアカデミーに納められた日本の物品は、最初は旧クンストカメラに、その後アジア博物館（一八一八年に分離）に保存され、そこから個々のリストに従い、人類学・民族学博物館に移管された。初期の日本の物品のアジア博物館から人類学・民族学博物館への移管は、一九世紀末まで続けられた。その際、物品、その番号、および付属書類の混乱がしばしば生じた。

この結果、クンストカメラにあった初期の日本コレクションは、一部は人類学・民族学博物館に、一部はアジア博物館（現・科学アカデミー東洋古籍文献研究所）、加えて、帝室エルミタージュ、大砲博物館、さらには一九一八年に創設されたモスクワの東洋民族博物館に、それぞれ所在が移った。これらの移管品に付属していた書類は、現在、幾つかの文書館に保存されているが、中でも主なものはロシア科学アカデミー文書館部門ペテルブルグ支部にあり、そこには物品の移管事実を記録したアカデミー会議の議事録が保存されている。

博物館の物品が人類学・民族学博物館に移管されたことに関し、現在最も重要な「内的」情報源となるのは、物品目録とコレクション移管簿である。しかしながら、このような書類が作られるようになったのは一九世紀末以降のことで、アカデミー博物館（クンストカメラ）のコレクションに最初の日本物品が入ってから、およそ一八〇年後のことである。それらコレクションの中に記載されているのは、往々にして、それを送付した元の蒐集者の名ではなく、登録リストを作成したアカデミーの責任者の官吏または施設の名であった。初期の物品蒐集の経緯に関する調査報告は、すでに一九世紀末には、人類学・民族学博物館の伝統から失われていた。これは、アカデミー博物館の一連の改組・再編、さらには、初期のコレクションの施設から施設への再三にわたる移管の直接

の結果であり、記録書類の甚だしい混同と「放置」状態も同様の結果を引き起こした。

現在、人類学・民族学博物館の日本コレクションのうち、フヴォストフ・ダヴィドフの遠征に起源すると想定される物品は、他の初期の移管品の中に埋没している。「混成」コレクション第六七七号、六七九号、六八〇号、六八一号がそれで、これらは博物館間での移管物（アジア博物館、帝室エルミタージュ、廃館された海軍庁博物館からの移管品）として、一九世紀末に「遡った日付」で登録されており、蒐集者の名も記載されていない。これらの目録は、整合性がなく、混同も甚だしく、特に六七七号、六八一号はひどい状態であるが、科学アカデミーに移管された日本物品で今日保存されている物のうち、最も初期のものがすべて記載されている。

保存されているクンストカメラの日本コレクションのうち、最も早いものは、エカチエリーナ二世の治世最後の時期のもので、蒐集者（寄贈者）は、日本の船頭である大黒屋光太夫（一七九一年）、ロシア最初の訪日使節A・ラクスマン（一七九四年）、オランダ東インド会社の医師アルノルド・ヨハン・シトゥツェル（一七九五年）である。これらの物品はすべて、蒐集者によりエカチエリーナ二世に献上され、その後科学アカデミーに移管され、アカデミー博物館（クンストカメラ）に保存された。アジア博物館が作られた後は（一八一八年）、これらの物品はそちらに移され、民族学博物館が設立されてからは、初期の日本の「民族的」物品は、しだいに、アジア博物館から民族学博物館に移管されたが、書物や書類はアジア博物館に残された。¹⁾

「エカチエリーナ」時代の上記蒐集者の物品の同定にその能力を発揮した研究者が、R・A・クセノフオントヴァである。彼女は、人類学・民族学博物館論集に「日本コレクションの歴史より」と題する大論文を

公にした(文献四、クセノフォントヴァ二八〇―三〇三頁)。この論文は、クンストカーメラの初期の日本コレクション蒐集の歴史と、それらコレクションを反映した目録の特徴を理解する鍵となる。

人類学・民族学博物館の日本展示室に大黒屋光太夫とA・ラクスマンの物品を対象とした一角があるが、これはR・A・クセノフォントヴァの功績である。のみならず、彼女は、フヴォストフ・ダヴィドフの遠征に係るコレクション第六七七号の中から、更に特別なグループを取り出すことに成功した。

よく知られているように、一八〇七年、フヴォストフとダヴィドフは、露米貿易会社に帰属する大量の戦利品を集め、同年十月にオホーツクに戻ったが、港灣司令官のI・N・ブハーリン海軍大佐により海賊行為の嫌疑で逮捕された。一説によれば、ブハーリンは、フヴォストフとダヴィドフが急襲後、日本の金を持ち帰ったと疑い、それを掠奪しようとして、金は一切ない、ということ信じようとはしなかった、という。D・V・ポズドネエフは、日本の一九世紀の史料や記録(正確には、マツナガ・チヨケン『唐太およびカムチャツカ』【松永聴剣『樺太及勘察加』博文館一九〇五¹⁾に則り、フヴォストフとダヴィドフに捉えられた日本人の回想記を手がかりに、接収された物品を記述している。例えば、シヤナ(現クリリスタ市)の要塞で手に入れたのは、次のようなものであった。「酒五〇―六〇樽、米三〇袋、日本の武具の揃い五〇(すなわち甲冑一組。シニーツイン注)、弓五〇、鎗二〇、大砲一、短銃三、小銃約三〇、「マトヤ」(竹製の旗に似た飾り)、金の輪付きのかご、旗、幕、金張り屏風二対、その他に刀、および様々な雑物。」(文献六、ポズドネエフ二〇五頁)

「ルイタカからロシア人は、ソオヤ港の入り口の近くにある小さな島リシリに移動した。そこで彼らによってジャンク四隻が発見されたが、

そのほとんどにソオヤの守備隊のための備蓄品が積んであった。これらのジャンクをロシア人は破壊して燃やし、太閤様(豊臣秀吉)が朝鮮人から奪い取った一〇フィートの青銅の大砲だけを持ち去った。」(文献六、ポズドネエフ一八〇頁)

「彼らは…米六〇〇袋、酒数樽、煙草、木綿布、食器類一揃、汁用の碗、積んである商品などすべて残らず略奪した。その後彼らは、租税徴収の建物、木造の倉、その他の小屋、全部で十一棟に火を放ち、その後弃天の祭壇に火を付け、偶像を持ち去った。」(文献六、ポズドネエフ一六〇頁)

D・V・ポズドネエフは、「民族的」物品の接収について、次のように評している。「レザノフの頭にあつたのは、崇拜用具と一緒に、誰か仏教僧を捕捉して連れ去ることであつたので、この命令を実行するために、弃天堂から女神の像を持ち出し、船に運んだ。彼が押収した品物の一部は、何ら金銭的価値は有しなかったが、それでもそれらを持ち去ったのも考えがあつたからに他ならない。武器や甲冑を手当たり次第に蒐集したのも、明らかに、意識したものであつた。」(文献六、ポズドネエフ二三五頁)

フヴォストフとダヴィドフの遠征の戦利品は、ロシアと同時に日本の研究者の興味を引き、それは今日まで続いている。例えば、一八一一年から一八一三年にかけて日本の捕虜になっていたB・M・ゴロヴニンはその著書で、彼を尋問した日本の役人の様々な質問の内に、「持ち去られた日本の武器やその他の品物は、ロシアでは、いかなるかたちで使用されているのか」との質問もあつたことを記している。それに対するゴロヴニンの答えは、次のようなものであつた。「武器および日本の品物はオホーツクの長官に没収され、国庫の管理下に引き渡された。その後、それらがどうなつたかは我々には判らない。というのは、オホーツクに、



ロシア国立砲兵博物館所蔵大砲（フランキ砲）

我々は一度も行ったことがないからだ。」（文献一、ゴロヴニン一九四九年一六九頁。文献二、ゴロヴニン一九七二年一〇八頁）
 D・V・ポズドネエフは、遠征から持ち帰った荷の大部分は、日本の倉庫から接収された、「戦略的備蓄」としての食糧（米、塩、干し魚、酒）で、それらは後にオホーツクの住民と会社によって消費され尽くした、と、指摘している。オホーツク港湾司令官プハリンの行為に対するフヴォストフの訴状の中に次のことが記されている。ユノナ号とアヴォシ号の荷は、プハリンの部下たちによって掠奪され、その中には三〇〇点の書物、大量の漆器、武器、甲冑、その他「その使い方は我々にはおよそ判からない」ようなものも含まれていた。「すべて略奪され、壊

された。どのような地位・身分の間であれ、日本の品物を持っていないような人間は、オホーツクにはまずいない。」（オホーツクで強奪された日本の品物については、文献七、史料集一七九頁、文献三、ダヴィドフ二二―二七頁、参照）
 いずれにせよ、荷の大部分は、返還されることなく失われたようである。D・V・ポズドネエフは次のように記している。「会社の資料から明らかかなように、船を拘束した際にプハリンが押収した日本の品物は、同氏により取り

上げられた。その一部はペテルブルグに送られ、日本の大砲二基と小口径砲は、皇帝の命令により、保管のために武器庫に収められた（「武器庫」は現在「砲兵・工兵・通信兵の軍事史博物館」となっており、そこに日本の大砲が今でもある。シニーツィン注）。押収されたもう一つの小口径砲は会社から大公ニコライ・パヴロヴィチ閣下に献上された」（文献六、ポズドネエフ二二八頁。文献八、チフメーネフ一六〇頁）。日本の大砲のその後の運命については、次の文書史料にも記されている。
 以下、史料（PIIA φ.560, Or. 10, ex.p.149, Дична 1-3）より引用する。

「日本の大砲と小口径砲の件
 （露米会社より）

一八〇八年、故レザノフ侍従の発案に従いフヴォストフ海軍大尉がサハリンに行った際、同大尉は、同地に定住している日本人から、大砲二基、銅製および鑄鉄製の小口径砲二基を取得した。大砲は、その作り、およびいくつかの刻印から、ポルトガル製で、日本に住み着いたキリスト教徒が、追放される以前に日本に持ち込まれたものであることは間違いない。一方、小口径砲は日本人自身の手になるものである。これらの武器は、オホーツク街道を運ぶには、小回りがきかず重すぎるので、オホーツクに留め置かれ、そこから当社の植民地に運ばれたが、既に昨年、そこからクロンシタットに送られた。当社幹部会は、これらの武器が稀観品であることに鑑み、もし皇帝陛下のご意志に沿うのであるならば、国家武器庫に保存されてこそ、価値があるものと考ええる。幹部会は、閣下に、このことを皇帝陛下にお伝え下さるよう、二基の大砲の図を本状に添えて、お願い申し上げます。

理事 ヴェネザクト・クラムメル
 理事 アンドレイ・セヴェリン

一八二二年七月【日付なし。あるいは、不明】
理事 イヴァン・プロコフィエフ

以下の部分は大蔵大臣(D・A・グリエフ伯爵)の直筆による。

皇帝陛下は、小口径砲のうち一基をニコライ・パヴロヴィチ閣下に贈与し、残り一基を保管のため武器庫に引き渡すよう、ご裁可なされた。

一八二二年七月一四日(署名)

図は上申書と共に原本に添付。」

フヴォストフとダヴィドフが遠征から持ち帰った物品で、科学アカデミー人類学・民族学博物館に保存されているものに関して言えば、それらを同定するための最も重要な文書史料となるのが、一八一〇年一月一日付の「皇帝陛下に献上される日本の品物目録」である。⁴⁾この目録は、会社(すなわち露米貿易会社)の筆頭理事ミハイル・ブルダコフの署名が入っており、セピアインクで書かれ、紙はヴァン・デル・レイ会社製オランダのもので、一枚目には「Van der Ley」のすかしが、二枚目には紋章(剣と「Pro Patria」)「祖国のために」を意味するラテン語の銘のある王冠の中の甲冑の騎士とライオン)が入っている。⁵⁾このリストは特筆に値するものであって、以下の項目から成っている。

●武器

- 甲冑一揃(胸甲、胴、佩楯、籠手、臍当)
(冑、面頬、全て漆塗り)
- 矢筒一個(大和鞆)、形状種々の矢二十五本付
- 甲冑もう一揃
- 赤革覆いの小銃(鐵炮) 一二丁

○拳銃 一丁

○刀 一本

○投槍(手槍) 二二本

○旗(幟旗あるいは指物) 三本

○指揮官の印(?) 一本

○旗手の印(?) 一本

●軍装

- 領主の軍装 一揃
- 指揮官の軍装 一揃
- 兵の夏軍装 一揃
- 兵の冬軍装 一揃
- 将校の羽織もの(陣羽織) 二組

●食器類一揃

- 漆塗りの小卓(膳) 一膳
- 漆塗り鉢 一客
- 漆塗り椀 三客
- 盆 一枚
- 椀台(天目台?) 一客
- 銅製蓋(香炉) 一個
- 陶器壺(花瓶、あるいは、器) 一壺

●その他

- 漆塗り葉箱(葉入れ) 一箱
- 葉入小箱 一箱

- そろばん 一本
- 煙草(煙草入れ) 一箱
- パイプ(煙管) 一本
- 金属鏡 二個
- 横笛 一本
- 羅針盤 一個
- 石製すずり、墨付 一個
- 傘 一本
- ハンカチ代わりに使う紙(鼻紙) 一束

●書籍

- 学問の本 一冊(第十八号) 内容は言語・文学、天文学、航海術、物理学、地理学、芸術。
- 名家家紋の本 一冊(第十五号)
- 軍装姿の古武人画を描いた本 一冊(第十四号)
- 作詩技術の本 一冊(第八号)
- 演劇の本 一冊(第十一号)
- 絵画の本 一冊(第二号) 日本の家屋、庭園、禽獣、狩、他が描かれている

この目録は、他の目録、例えば、科学アカデミー文書館部門サンクト・ペテルブルグ支部に保存されている「アカデミー博物館に保管するよう、皇帝陛下からご下賜された物品目録、一八一〇年【月なし】九日」(ΦΑΡΑΗ, φ.1, On. 2-1810, № 37, § 430, JIL. 2-3, § 426, JIL. 3-5)の基になっており、同物品目録は、上記目録を文字通りそのまま引き写している。また、部分的に引き写したものととして、人類学・民族学博物館

の所蔵品目録第六七七号中、アジア博物館目録第四六号(第一七項「日本の物品」)がある。この第六七七号目録は混成目である。後者はアジア博物館の目録を基に、すでに一九世紀末に作成されている。

ロシア国立歴史文書館には、日本の甲冑のことを記した文書がある(РГИА, ф.13, On.1, er.xp. 455, JI. 1-4)。これはM・M・ブルダコフのリスト第一号に、ほぼ対応している。

「露米会社幹事会の上申書

故フヴォストフ、ダヴィドフ両海軍大尉が露米会社のアメリカ植民地に勤務していた際、両名により、運び出された日本の甲冑を皇帝陛下に献上にする件

日本の甲冑について

故フヴォストフ、ダヴィドフ両海軍大尉は、既に閣下もご承知のように、故レザノフ氏の発案により、サハリン島に対して秘密遠征を行いました。同島におりました際、日本の軍隊が使用している甲冑およびその他の武器、数種を入手しました。甲冑の一つは、オホーツクからすでに当地に送られてきています。会社幹部会は、閣下にその甲冑をご覧頂き、それが注目に値するものと閣下がご判断なされた場合には、所定の処置の後、皇帝陛下のお目にかかることを願っております。(署名)

一八〇九年十二月二日(日)

●日本の装束目録

- 鉄製漆塗りの背、胸、脇を覆う甲冑(胴) 一揃
- 鉄製漆塗りの胃、鉄製漆塗りの面(面頬) 一揃

○吊り下げて膝を覆う甲冑(佩楯) 一揃

○足を覆う甲冑(臙当) 一双

○手を覆う甲冑(籠手) 一双

○刀 一本

○矢筒一個と矢十三本

○衛兵所(兵営)の前に立て、将校の尊厳を表す印(幟旗?) 一本
(J1.06)

アラクチェエフ伯爵殿

露米会社の最高幹部会は、皇帝陛下に日本の甲冑を献上した。この甲冑は故フヴォストフ、ダヴィドフ両海軍大尉が当社のアメリカ植民地に勤務していた際、運び出された物である。皇帝陛下はこの甲冑を武器庫に納めるようご命令あそばされた…。

一八〇九年十二月二十七日 (I.3)

●武具目録

○冑

○面(面頬)

○背被付胸当(二枚胴)

○前掛け(佩楯)

○手に付けるくさりかたびら 一双〔手の鎖〕二足〓籠手)

○足に付けるくさりかたびら 一双〔足の鎖〕二足〓臙当)

○刀

○壊れた弓

○蓋付の矢筒、矢十一本付

○柄に付けて立てる黒い飾り(幟旗?) (J1.4)

また、次のようなアカデミーの文書もある。

「皇帝陛下がアカデミーにご下賜された日本の品物は、本年九月九日、エルミタージュのチュリピン五等官から受領され、セヴァスチノフ特任アカデミー会員により、博物館に収められた。同様に、チュリピン氏により署名された、日本物品目録も送られてきている。今後の予定では、同日録を会議に提出し、さらに、八部から成る中国の医療手引書が、目録に記載されているにもかかわらず、まだ受納されていないことを報告する予定である。ただし、露米会社理事ブルダコフ氏がチュリピン氏に認めて博物館に送付した書簡によれば、その手引き書は、同氏から直接アカデミーに送られることになっている、という。

N・オゼレツコフスキー

一八一〇年十二月十三日]

(ИФА РАН, Ф. 1, Оп. 2-180, № 37, § 430, J1.1)

文書は帝室エルミタージュから科学アカデミーへの上記の物品の移管を反映したものであるが、実質的にはそれを完全に、あるいは部分的に引き写した⁽⁶⁾。

このリストに記載されている物品の大部分は、第六七七号と第六八一号のコレクションの中に存在することは明らかになっている。また、不思議なことに、これらの物品の一部は、一九五〇年にモスクワの東洋民族博物館から人類学・民族学博物館に移されたコレクションにも含まれていた(例えば、モスクワから移された銃袋、第五九四五・九九号は「元」銃袋、第六七七・三六号と、一方南部家の家紋の入った「モスク

ワの」矢筒、第五九六六―三八号は「元の」矢筒、第六七七―三四／二四号と同一のものである。このことから明らかなのは、「フヴォストフ」物品は、理由は不詳ながら、東洋諸民族博物館のコレクションに一旦移管され、その後一九五〇年に、人類学・民族学博物館に逆戻りしたということである。

もう一つの重要な文書として「露米会社に帰属する日本の品物目録。会社から帝室科学アカデミーのクンストカーメラにも送付。目録の日付一八一四年四月六日」がある (ИФА РАН, ф.1, Оп. 2-1814, № 37, § 17, п. 13)。この第二の、同じく M・M・ブルダコフによって作成された目録には、次のような日本の物品が含まれている。

- 偶像入れ 二個 サハリン島アニワ湾からもたらされたもの (仏堂から持ち出された信仰の対象物。厨子?)
- 蝋燭入り漆塗り箱 一個
- 放浪僧が用いる周囲を巻かれた貝殻 一個
- 僧侶の帽子 一個
- 書籍七冊 内容はさまざま。それぞれに露米会社の所有印あり (露米会社の所有物と思われる)
- 帳簿二冊
- 秤 [калпак] (銀秤)

最初の目録にある書物は、第二の目録にある書物に部分的に対応している。その理由は、ブルダコフによって書物が送付された際に混同が生じたためで、このことは文書史料から明らかである。書物(帳簿)のうち或るものは、科学アカデミー東洋古籍文献研究所(旧アジア博物館)に所在している。民族的物品の辿った運命は不明であるが、おそらく

秤(銀秤)第六七九―二号は上記目録に記載のある「калпак」のことであるろう。

フヴォストフ・ダヴィドフの遠征時の品物は、他の混成コレクションの中にも入っていると思われる。

例えば、一八二八年のものとして推定される海軍庁旧蔵のコレクション第六八〇号、コレクション第六七九号(アジア博物館旧蔵、一八八七年)、および、いわゆる「無番号」物品である(人類学・民族学博物館の蒐集品にはラベルが紛失した日本物品が多数ある)。

例えばコレクション第六八〇号には、一八二八年に廃館された海軍庁博物館からアジア博物館を経て人類学・民族学博物館に移管された物品が五つ含まれていて、そのうち以下の物は、明らかにフヴォストフ・ダヴィドフの遠征による物品と関係している。

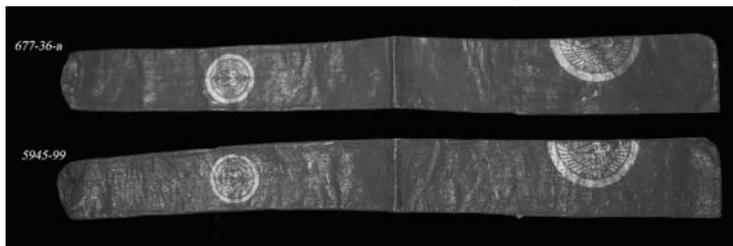
松前島からもたらされた古い甲冑(胸当、籠手二双)
松前島からもたらされた綿入れ長上着(アイヌのものか?)

最後に、コレクション第六七九号も注目値する。このコレクションは五つの物品から成り、それらはクンストカーメラの初期の日本コレクションにあったもので、一八八二年にアジア博物館から人類学・民族学博物館に送付された。これに入っているのは、以下の通り。

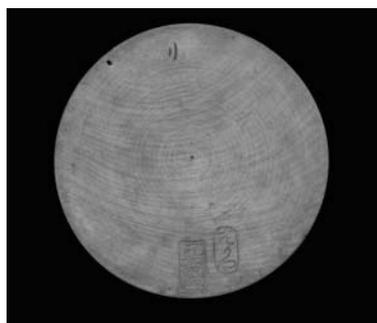
- 第六七九―一号 木製小箱に入った日本品
- 第六七九―二号 秤 [Бронк, калпак] (銀秤)
- 第六七九―三号 木製小箱に入ったそろばん
- 第六七九―四号 入れ子になっている木製小箱
- 第六七九―五号 豊饒祈願の牙製偶像 陽物崇拜の対象物

表

番号	館内所蔵品番号	品名	註記
1	677-33	甲冑一式（当世具足、胴、冑、面頬、佩楯、籠手二足、臙当二足） ⁱⁱ	
2	677-34	矢筒（大和鞆）南部家の家紋付 矢二十四本	目録上、矢筒は二種あることになっている
3	677-35	甲冑一組（当世具足、胴、陣笠、面頬、佩楯、袖、籠手二足）	
4	677-36	覆い付小銃（鉄砲）	目録上、小銃は二種あることになっている
5	677-37	拳銃	
6	677-38	そろばん	
7	677-39	煙管	所在不明
8	677-40	ガラス製鏡	
9	677-41	ガラス製鏡	
10	677-42	蓋付羅針盤	
11	677-43	漆塗り蓋付小箱	
12	677-45	漆塗り薬入	
13	677-46	たわし	
14	677-47	小卓 膳	
15	677-48	薬包袋（胴乱）	
16	677-49/1	手遣	
17	677-49/2	手遣	
18	677-50	刀鞘なし	
19	677-51	刀鞘付	所在不明
20	677-52	漆塗鉢大	
21	677-53	漆塗椀	
22	677-54	漆塗椀	
23	677-55	漆塗椀	
24	677-56	漆塗椀	
25	677-57	薬入、厚紙蓋付	
26	677-58	小卓（杯台）	
27	677-60	銅製香炉（火鉢、香炉）	
28	677-63	青銅製囃台	？
29	679-1	木製小箱に入った日本品	？
30	679-2	秤【Берлок、кантарь】（銀秤）	？
31	679-3	木製小箱に入ったそろばん	？
32	679-4	入れ子の木製小箱四箱	？
33	679-5	豊饒祈願の牙製偶像（陽物崇拜の対象、張形）	？
34	680-1	胸甲、胸当（胴）、手覆（籠手）二足	
35	680-2	アイヌの上着	
36	681-11	酒杯用の受け台、丸穴が開いている（天目台）	
37	681-42	（陣羽織）	
38	681-43	（陣羽織 錦 ラッコの毛皮付）	
39	5945-99	赤革袋 南部家家紋付 677-36と同一	1950年モスクワ東洋博物館からの移管
40	5966-38	1950年モスクワ東洋博物館からの移管品	1950年モスクワ東洋博物館からの移管



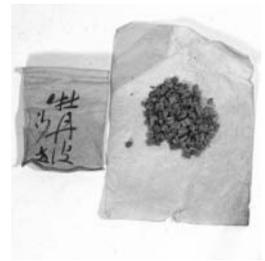
館内所蔵品番号 No.677-36. 南部家家紋付赤革覆い付小銃



館内所蔵品番号 No.677-42. 羅針盤

最後の品物は、特に注目に値する。その理由は、ほぼ間違いなく、択捉島、唐太島の神道の礼拝堂の一つから、フヴォストフとダヴィドフの部下が持ち去った、崇拜対象物の一つであるからである。

全体として、科学アカデミー人類学・民族学博物館のコレクションの中から、フヴォストフ・ダヴィドフの遠征に関係すると思われるものとして以下の物品を挙げることができる。(表)



館内所蔵品番号 No.677-45. 薬入れ



館内所蔵品番号 No.677-49-2. 手槍

文献

1. Головин В.М. Сочинения. М., 1949 【文献一】
 2. Головин В.М. Записки флота капитана Головина о приключениях его в плену у японцев в 1811, 1812 и 1813 годах... Хабаровск 1972. 【文献二】
 3. Давыдов Г.И. Двукратное путешествие в Америку морских офицеров Хвостова и Давыдова, писанная сим последним. СПб, 1810. 【文献三】
 4. Ксенофонтова Р.А. Из истории японских коллекций. //Сборник МАЭ. Т XXV Л., 1969. СС. 280-303. 【文献四】
 5. Кюнер Н.В. Сношения России с Дальним Востоком на протяжении царствования дома Романовых. Владивосток, 1914. 【文献五】
 6. Позднеев Д.М. Материалы по истории Северной Японии и ее отношений с Англиским континентом и Россией. Йокотама, 1909. Т.,2, Часть II. 【文献六】
 7. Российско-Американская компания и изучение Тихоокеанского севера. 1799-1815. Сборник документов. М., 1994. 【文献七】
 8. Тихменев П. Историческое обозрение образования Российско-Американской компании и действий ее до настоящего времени. СПб, 1861. 【文献八】
 9. Файнберг Э.Я. Русско-японские отношения в 1697-1876 гг. М., 1960. 【文献九】
- 古籍文献文、手書文書史料
10. Булдаков М. Реестр японским вещам, подносимым Государю Императору». СПб, 11 ноября 1810 г. Рукопись. Оригинал. МАЭ

- РАН. Отдел Восточной и Юго-Восточной Азии.
11. Опись вещам всемирноизвестнее пожелованным Его Императорским Величеством для хранения в музее Академии наук 9-го дня 1810 года. Рукопись. Оригинал. ПФА РАН, ф.1, оп. 2-1810, № 37, § 430, ЛЛ. 2-3, § 426, ЛЛ. 3-5.
12. Реестр японским вещам, принадлежким Российско-Американской компании, которая и препровождает в Кунсткамеру Императорской Академии наук. Рукопись. ПФА РАН, ф.1, Оп. 2-1814, № 37, § 117, Л. 1-3.
13. Реестр Японскому одеянию. По записке Правления Американской Компании, коим подносит Государю Императору Японские дагты, вывезенные покойными флота-лейтенантами Хвостовым и Давыдовым в бытность их в службе Компании в Американских селениях. Рукопись. Оригинал. РГИА, ф. 13, Оп.1, ед.хр. 455, Л. 1-4.
14. О японских пушках и фальконетах. Рукопись. Оригинал. РГИА ф. 560, оп.10, ед.хр.149. Л. 1-3
15. Опись коллекции № 677 МАЭ РАН.
16. Опись коллекции № 679 МАЭ РАН.
17. Опись коллекции № 680 МАЭ РАН.
18. Опись коллекции № 681 МАЭ РАН.
- インターネット
19. Гринштейн Борис Владимирович. Земля за океаном. Журнал "Самиздат". http://zhurnal.lib.ru/g/grinshstein_b_w/pluss2.shtml

【筆者註】

- (1) 二〇世紀初めまで、アジア博物館と民族学博物館は、旧クンсткаーメラの同一建物内にあった。
- (2) 目録第六七七号は、アジア博物館の「日本の物品」目録第四六号（第一七項）、ロシア科学アカデミー文書館部門ペテルブルグ支部フォンドに基いていふ。
- (3) 今日では、従来通り、国立エルミタージュ美術館の武器庫に保管されている。
- (4) 現在、この文書は、人類学・民族学博物館の東アジア・南東アジア部門の資料中にある。
- (5) この一覧表は、書き直してゐる。元は一部ロシア古語。()内は、著者の同定した日本語。
- (6) このような文書として以下のものがある。「皇帝陛下から科学アカデミー博物館で保存するために御下賜された品物の目録一八一〇年【?月】九日」(ПФА РАН, ф.1, Оп. 2-1810, №37, § 430, ЛЛ. 2-3, § 426, ЛЛ. 3-5) アカデミー文書は以下の通り。「皇帝陛下がアカデミーに御下賜された日本の品物は、本年九月九日、エルミターージュのチュリピン五等官から受領され、セヴァスチノフ特任アカデミー会員により、博物館に収められた。同様に、チュリピン氏により署名された、日本物品目録も送られてきている。今後の予定では、同目録を会議に提出し、さらに、八部から成る中国の医療手引書が、目録に記載されているにもかかわらず、まだ受納されていないことを報告するはずである。ただし、露米会社理事ブルダコフ氏がチュリピン氏に認めて博物館に送付した書簡によれば、その手引き書は、同氏から直接アカデミーに送られることになっている」といふ。N・オゼレツコフスキー 一八一〇年十二月十三日」(ПФА РАН, ф. 1, Оп. 2-180, №37, § 430, Л. 1)。
- 人類学・人種学博物館の所蔵品目録第六七七号中のアジア博物館の目録第四六号（第一七項「日本の品物」）、およびその混成目録第六七七号、後者はアジア博物館の目録を基にして一九世紀末に作成されたもの。

i 本稿中【】のみが訳者の注。それ以外の「」、（）等はすべて著者の注記。

ii（）内は筆者による同定名称。

(翻訳：有泉和子)